



2 法制上は2階建て、税法上は3階建て

Question

一般社団法人・財団法人は、法制上、税制上において、どのように分類されるのですか。

Answer

法制上、一般社団法人・財団法人は、公益認定を受けた公益社団・財団法人と、公益認定を受けていない一般社団法人・財団法人の2階建ての構造です。

法人税法上は、公益認定を受けていない一般社団法人・財団法人が、非営利法人と普通法人に分類されるため、1階から3階までの3階建て構造となります。区分に応じて課税所得の範囲が異なります。

公益社団・財団法人		3階 公益法人
特定の者に利益を与えない法人 (非営利徹底型)	会費により共益的活動を図る法人 (共益型)	2階 非営利型法人
法人税法上の普通法人に該当する 一般社団法人等		1階 一般法人

Explanation

1) 法制上と税法上の分類の違い

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」では、一般社団法人・財団法人は、登記のみで設立できるとともに、そのうちの公益認定を受けた法人が公益社団法人・財団法人となる2階建て構造です。

これに対して法人税法上は、普通法人に該当する1階の一般社団法人・財団法人、2階の非営利型法人、3階の公益認定を受けた公益社団・財団法人に分類されます。

2階の非営利型法人とは、公益認定を受けていない一般社団法人・財団法人のうち、次の法人です。

- ① 非営利徹底型……剰余金の分配を行わない旨が定款において定められているなど特定の者に利益を与えない法人
- ② 共益型……法人の会員共通の利益を図る活動を行う法人

法人税率はどの法人も25.5%です。

ただし、所得金額のうち年800万円以下の部分については、中小法人の軽減税率が適用されます。

2) 各階の法人の法人税法上の個性

1階の法人は、株式会社と同様に、全ての所得に対して法人税が課税されます。

2階の法人は、法人税法に定める34業種の収益事業に係る所得のみに課税される収益事業課税が適用されます。

3階の法人は、収益事業課税が適用されますが、公益認定法上の公益目的事業に該当する事業は、34業種に該当しても収益事業に該当しないものとされるため、法人税は課税されません(法令5②一)。

また、3階法人は、収益事業で生じた所得から、公益目的事業に対して実際に繰り入れた金額をみなし寄附金として全額損金に算入することが認められます。

さらに、法制上、収益事業に係る所得の50%以上を公益目的事業に対して繰り入れることが強制されていることから、収益事業に係る所得金額の50%相当額は、寄附金として無条件に損金に算入されます(法令73、73の2)。

なお、2階の非営利型法人には、みなし寄附金の適用はありません。

3階の法人が利子や配当等の支払いを受ける場合は、源泉所得税が課されないものとされています。

(税理士・白井一馬)